

# 名古屋市社会的養育推進計画

名古屋市



このたび、社会的養育を必要とする子どもたちが、どのような環境の下で育つことが望ましいかを第一に考え、子どもが権利の主体であるという原則のもと、全ての子どもたちの最善の利益を保障していくことを目的に、「名古屋市社会的養育推進計画」をつくりました。

これまでの国の動きとしては、平成28年、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法等の一部が改正されました。この改正により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先原則といった児童福祉法の理念が明確化されるとともに、児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の指針が示されました。

名古屋市では、この児童福祉法の理念に基づき、社会的養育を必要とする子どもたちの置かれた親子関係や家族関係、それぞれの子ども自身の状況を踏まえ、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

今後は、本計画に基づき、子どもたちに家庭と同様の養育ができる里親等を増やしていくとともに、施設においては、より家庭的で心理ケアなど専門的な養育を目指し、施設から巣立つ子どものための支援の推進などに力を入れて取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、市民の皆様や関係機関、団体の方々から貴重なご意見をいただき、心から感謝します。

社会的養育を必要とする子どもたちが希望や夢をもって成長し、社会へと羽ばたいていけるよう本計画の推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

令和2年3月

名古屋市長 河村 たかし

## 目次

第1章	計画策定の考え方	1
1	計画策定の趣旨・経緯	1
2	基本的考え方、計画の位置づけ及び計画期間	4
第2章	現状と課題	5
1	当事者である子どもの権利擁護の取り組み	5
2	子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み	7
3	代替養育を必要とする子ども数の見込み	12
4	里親等への委託の推進に向けた取り組み	14
5	パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み	20
6	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み	22
7	社会的養護自立支援事業の推進に向けた取り組み	29
8	一時保護改革に向けた取り組み	32
9	児童相談所の強化等に向けた取り組み	34
第3章	施策の展開	36
1	当事者である子どもの権利擁護の取り組み	36
2	子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み	37
3	代替養育を必要とする子ども数の見込み	38
4	里親等への委託の推進に向けた取り組み	40
5	パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み	44
6	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み	45

7	社会的養護自立支援事業の推進に向けた取り組み .....	48
8	一時保護改革に向けた取り組み .....	49
9	児童相談所の強化等に向けた取り組み .....	50
第4章	進捗管理 .....	51
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編</span>	.....	52

## 第1章 計画策定の考え方

### 1 計画策定の趣旨・経緯

#### (1) 計画策定の趣旨・経緯

平成23年7月、厚生労働省に設置された検討会がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、施設の小規模化や地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子ども等への専門的なケアの充実、自立支援の充実、社会的養護の基本的方向性が示されました。

それを受け、本市では、平成27年3月に「名古屋市における家庭的養護の推進について」を策定し、施設の小規模化や地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子ども等への専門的なケアの充実、自立支援の充実など社会的養護の推進に取り組んでまいりました。

平成28年、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を盛り込んだ、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。

この改正では、子どもが権利の主体であること、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先原則の理念を規定し、家庭支援を行い、家庭での養育を図ることを最優先とし、実親による養育が困難又は適当でない場合は、特別養子縁組によるパーマネンシー保障（永続的解決）や里親による養育を推進することを明確にされました。

児童福祉法の理念を具体化するため、厚生労働省に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月に、「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。「新しい社会的養育ビジョン」では家庭養育優先原則を実現するために、子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取り組

みを行うこと、並びに愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の子どもについては概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが目標として示されました。

また、代替養育を必要とし家庭復帰が困難な子どもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が必要とされており、国は年間1,000人以上の成立をめざすとしています。

厚生労働省は、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」と言います。）を定め、児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、都道府県に令和元年度末までに、令和2年度からの10年間を期間とする新たな計画の策定を求めました。

それを受け、本市では、従前より施設の小規模化や地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子ども等への専門的なケアの充実、自立支援の充実など社会的養護の推進に取り組んでおりましたが、策定要領を受け、計画を策定するにあたって、国の示す方向性と本市の現状を踏まえて、名古屋市の社会的養育のあり方について関係機関による名古屋市社会的養育推進計画会議を設置し検討しました。

その検討結果を踏まえ、このたび名古屋市社会的養育推進計画を策定するものです。

(2) 計画策定までの国・本市の動向

国	本市
<p>平成 23 年 社会的養護の課題と将来像 7 月</p>	
<p>平成 28 年 児童福祉法の改正 6 月 ・子どもが権利の主体 ・家庭養育優先原則</p>	<p>平成 27 年 「名古屋市における家 庭的養護の推進につ いて」の策定 3 月</p>
<p>平成 29 年 新しい社会的養育ビジョン 8 月 ・改正された児童福祉法の 理念を具体化</p>	
<p>平成 30 年 都道府県社会的養育推進計 画の策定要領 7 月 ・令和元年度末までに計画 を策定するよう通知</p>	<p>平成 30 年 名古屋市社会的養育推 進計画会議を発足 12 月～ ・策定に向けた検討・ 意見聴取を実施</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○関係機関からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設・乳児院へ聞取り</li> <li>・母子生活支援施設団体代表へ聞取り</li> <li>・里親会へ聞取り</li> </ul> </div>
	<p>令和 2 年 「名古屋市社会的養育 推進計画」の策定 3 月</p>



## 2 基本的考え方、計画の位置づけ及び計画期間

### (1) 基本的考え方

児童福祉法の理念である、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先原則を踏まえながら、本市として、社会的養育を必要とする子どもが、どのような環境の下で育つことが望ましいかを第一に考え、子どもの最善の利益の保障を図っていきます。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、児童福祉法の理念に則った策定要領に基づき策定するもので、「名古屋市総合計画2023」及びなごや子ども条例に基づいた「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024名古屋市子どもに関する総合計画」との整合性を図り、妊娠・出産・子育てに至る切れ目ない相談・支援を通じて、養子縁組、代替養育、自立支援まで一体的かつ全体的な視点に基づいて進めていくよう社会的養育に関する施策の方針を定めるものです。

### (3) 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

## 第2章 現状と課題

### 1 当事者である子どもの権利擁護の取り組み

児童福祉法の第1条において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と、子どもが権利の主体であることが明記されています。本市においても、施設等に入所している子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもの権利擁護の推進に向けた取り組みを行う必要があります。

#### 【現状】

- ①里親に対し、里親認定時や登録更新時に里親委託される子どもの権利擁護について説明をしています。
- ②一時保護所入所時に権利擁護の説明をしたり、一時保護所内に意見箱を設置したりするなどして、一時保護所に入所する子どもの権利擁護を図っています。
- ③児童養護施設に入所する子どもに対して、子どもの権利ノート（注1）を配付したり、施設内に意見箱を設置したりするなどして、児童養護施設に入所する子どもの権利擁護を図っています。
- ④子どもの権利擁護機関が令和2年1月に設置されました。
- ⑤名古屋市社会的養育施設協議会（注2）に設置されている、子どもの権利擁護委員会と連携しています。

（注1）子どもの権利条約の考え方を受け、施設を利用する子どもとその関係者に対し、子どもの権利を伝えること、大人がしなくてはならないことを明らかにすること、子どもに関わる全ての人に、児童相談所や施設のことを知ってもらうために冊子形式にて作成し、入所時に子どもに説明し配付しています。

(注2) 福祉施設入所児童等の養育向上と福祉増進を図るとともに、施設職員のより良い質の向上を目指し、人材育成と施設相互の連携と親睦を深めることを目的として本市が設置または設置認可をした児童福祉施設等および児童相談所附設一時保護所並びにこれらの関係者により組織されています。

#### 【課題】

- ①子どもが施設で生活する中で自分の意見が表明できる場(子ども会議等)はありますが、それが機能し、子どものために活用されているか点検・評価する必要があります。
- ②未就学の子ども向けの子どもの権利ノートを作成する等、子どもの発達段階に応じた取り組みを強化する必要があります。
- ③子どもの権利擁護機関と関係機関との間でのかかわり方や連携について効果的な方策が必要です。
- ④名古屋市社会的養育施設協議会に設置されている子どもの権利擁護委員会において、各施設の子どもの権利擁護に関する情報共有や課題検討を行うなど取り組んでおり、その取り組みを施設等の支援に一層活かしていくことが必要です。

## 2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み

児童福祉法の第3条の2において「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」と、家庭支援を行い、家庭での養育を図ることを最優先とした家庭養育優先の理念が規定されました。

社会的養育は施設や里親などの代替養育のみならず、地域で子どもが家庭で健やかに成長できるよう養育されることも含んでおり、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実のための子育て世代包括支援センターの機能強化や子ども家庭総合支援拠点の設置、母子生活支援施設の活用、地域支援を行う機関としての児童家庭支援センターの機能強化等に向けた検討を行う必要があります。

### (1) 子育て世代包括支援センター

#### 【現状】

- ①平成13年度から、保健センターに子育て総合相談窓口として、専任の保健師と相談員を配置し、平成28年度からは、子育て総合相談窓口を子育て世代包括支援センターと位置づけ、妊娠・出産期サポーターを配置しました。
- ②母子健康手帳交付時にすべての妊婦に面接をし、心身面での不調や、家庭環境に心配がある等の場合は必要な支援につなげています。

また、相談を受け付ける窓口にとどまらず「妊娠期からの切れ目のない支援の窓口」、「子育て家庭のワンストップ相談窓口」として、虐待予防の観点からも関係機関と連携し、支援が必要な子育て家庭の支援をしています。

- ③出産後も、保健師や助産師による訪問により、母子の心身面や家庭環境面から育児支援が必要な家庭を把握したり、産婦健康診査により、産後うつなどの心配のある家庭の把握をしたりすることにより、関係機関と連携し、適切な支援につなげています。
- ④育児中のご家庭からの相談をワンストップ窓口として受け、関係機関と連携して必要な支援につなげています。

**【課題】**

- ①市民や関係機関に相談窓口としての機能は認知されていても、子育て世代包括支援センターとして担うべき、妊娠期から継続的にワンストップで相談できる窓口としては十分認識されていないため、子育て世代包括支援センターの役割や窓口を広く周知していく必要があります。
- ②妊娠期からの切れ目のない支援を実施する中で、関係機関と連携しながら、家庭での養育を支援する仕組みづくりに取り組む必要があります。

## (2) 子ども家庭総合支援拠点

### 【現状】

- ①国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(※)において、令和4年度までに全市町村への設置が目標として掲げられています。
- ②各区の社会福祉事務所が、児童相談所と兼務の児童福祉司及び児童虐待対応支援員等を配置し、子ども家庭総合支援拠点の機能を担っています。

※児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30年12月18日)より抜粋

### 5. 市町村の体制強化

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点の強化

市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市町村に設置する。【目標】2018年度 106市町村→2022年度 全市町村

### 【課題】

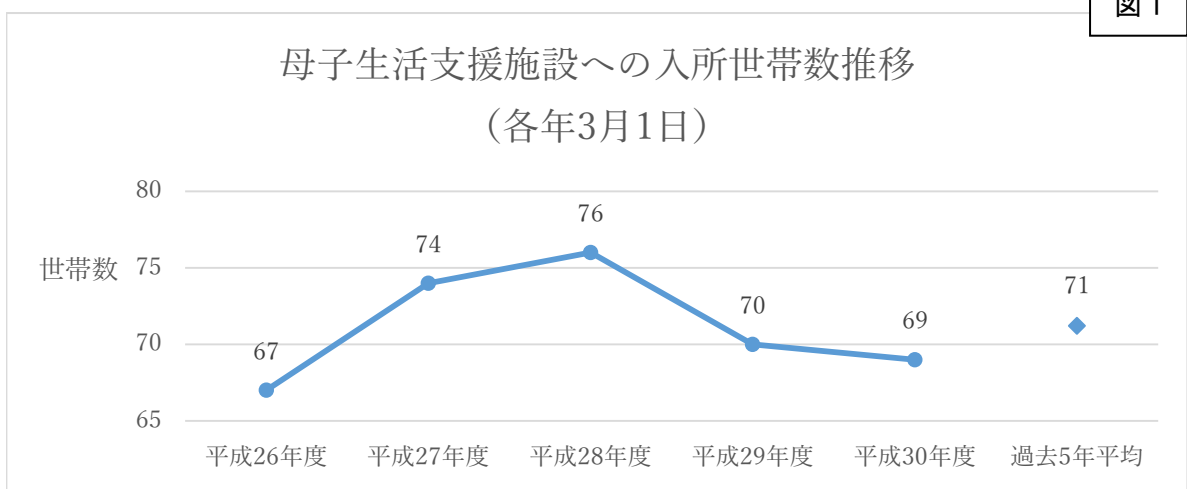
引き続き、社会福祉事務所が子ども家庭支援拠点の機能として担いながらも、国の職員配置基準を踏まえた体制強化が必要です。

### (3) 母子生活支援施設

#### 【現状】

- ①母子を入所させ保護するとともに、自立促進のための生活相談・支援等を目的とする母子生活支援施設は、市内に5施設あり、定員合計は145世帯です。
- ②入所者の事情を踏まえ、市外施設への広域入所も実施しています。
- ③入所を選択するかどうかは個々の事情やニーズにより様々であり、入所世帯数は過去5年平均で71世帯です。

図1



#### 【課題】

母子生活支援施設の特徴である、入所中から退所後のアフターケアまでの「切れ目のない支援」、母と子どもを切り離すことなく一緒に入所できる「切り離さない支援」を、個々の状況に応じて活用していく必要があります。

#### (4) 児童家庭支援センター

##### 【現状】

- ①より身近なところで、保護を要する子どもの問題や児童虐待などについて相談に応じることや、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導するなどを目的とする児童家庭支援センターは、現在、市内1か所（子ども家庭支援センターさくら）において実施しています。
- ②平成30年度においては、電話相談749件、来所相談842件、訪問相談283件、心理相談268件、通所指導154件等の相談実績があります。
- ③役割の一つである、児童相談所から児童家庭支援センターへの指導委託については、通所可能な地域のケースを中心に実施しています。

##### 【課題】

- ①他の子育て支援機関との役割の整理が必要です。
- ②現在、市内に1か所ありますが、相談や支援が受けられる地域が限定されているため、市内全域を念頭に置いた展開の検討が必要です。

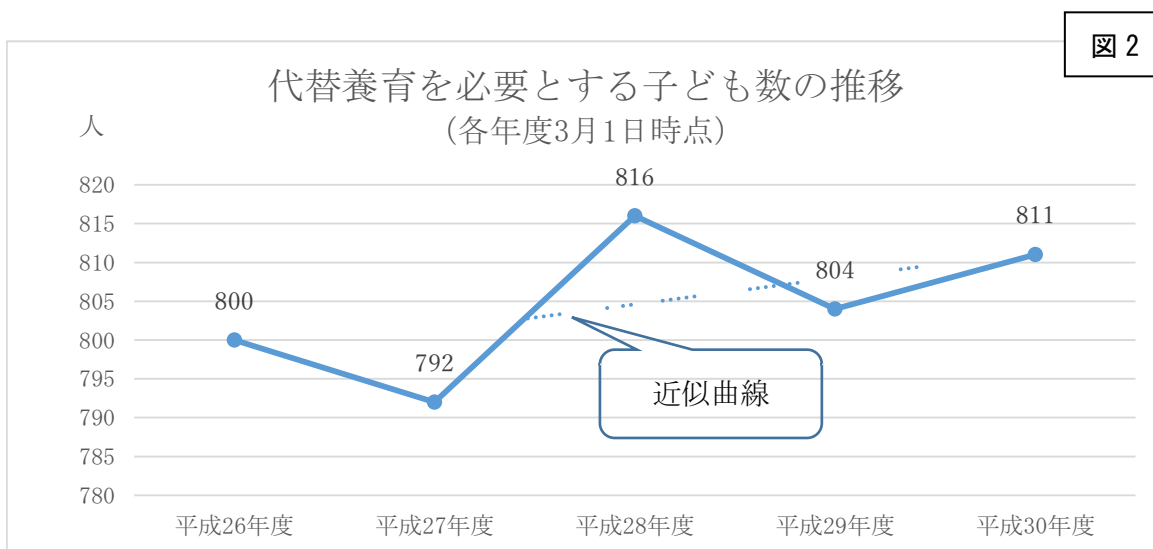


### 3 代替養育を必要とする子ども数の見込み

里親委託の推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みを検討するにあたり、代替養育（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム）を必要とする子ども数の見込みについて、本市における実情を踏まえて算出します。

#### 【現状】

- ①本市の措置により代替養育を必要とする子ども数は、800 人程度で推移しており、過去 5 年間の状況を基にした近似曲線において微増傾向を示しています。



- ②18 歳未満人口は減少していますが、代替養育を必要とする子ども数は 800 人程度で推移していることから、代替養育を必要とする子ども数が人口に占める割合（措置・委託率）について、平成 26 年度は 0.2287% でしたが平成 30 年度は 0.2351% と増加傾向にあります。なお、過去 5 年間の措置・委託率の平均伸び率は 1.007 となっています。

表 1

人口に占める代替養育を必要とする子ども数

(各年 3 月 1 日)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
代替養育子ども数(A)※1	800 人	792 人	816 人	804 人	811 人
18 歳未満人口(B)※2	349,833 人	349,377 人	348,471 人	347,168 人	344,927 人
措置・委託率(A/B) (%)	0.2287%	0.2267%	0.2342%	0.2316%	0.2351%

※1 本市の代替養育を必要とする子ども数 ※2 本市公簿人口

- ③ 施設に空きがなく、当面の方策として、児童福祉司指導等の対応にて自宅等で待機しているケースや、未対応のまま一時保護施設又は自宅等で待機しているケースは過去5年ありません。

しかしながら、市内の施設等に空きがないため、市外の施設等に措置するケースが全体の6%程度あることから、迅速かつきめ細かい支援に支障を生じることもあります。

**【課題】**

人口推計における子どもの数は減少していくものの、代替養育を必要とする子ども数の伸び等、本市の実情を踏まえた見込みが必要です。

#### 4 里親等への委託の推進に向けた取り組み

子どもの健やかな発達のためには、特定の大人（養育者）との信頼のおける愛着関係のもとで生活していくことが重要とされています。

家庭養育優先原則において、家庭支援を行い、家庭での養育を図ることを最優先としていますが、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合においては、子どもを家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるようにする必要があります。

「新しい社会的養育ビジョン」において、家庭における養育環境と同様の養育環境とは、特別養子縁組、普通養子縁組、里親及び里親によるファミリーホームを指すとされており、子どもの養育の受け皿となる里親等を増やす必要があり、そのために里親のリクルート及びアセスメントから研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を包括的に実施するフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）の確保等の取り組みを行うことが求められています。

そのため、本市の里親・ファミリーホーム（以下「里親等」と言います。）への委託が必要な子ども数の見込みと里親の状況を踏まえ、本市における里親等委託率の目標設定を行い、里親等への委託推進のための取り組みを行う必要があります。

##### （1）里親等委託推進に向けた取り組み

###### 【現状】

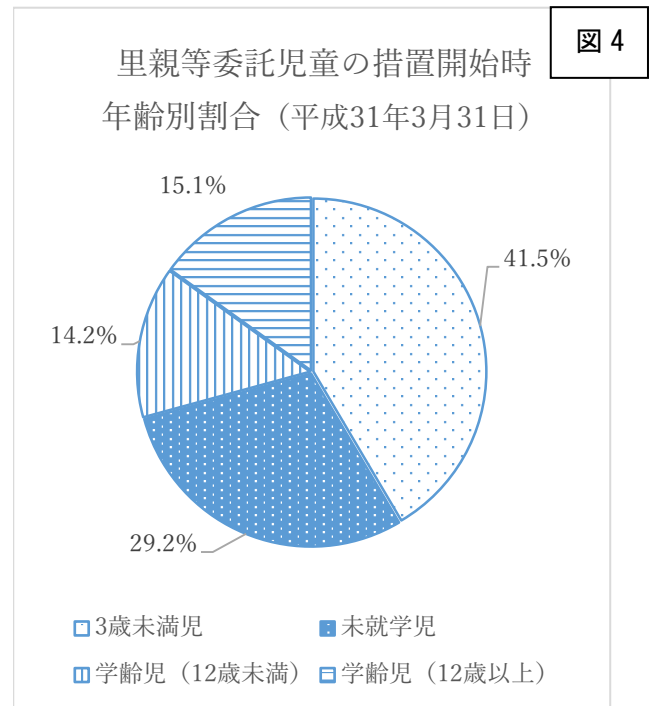
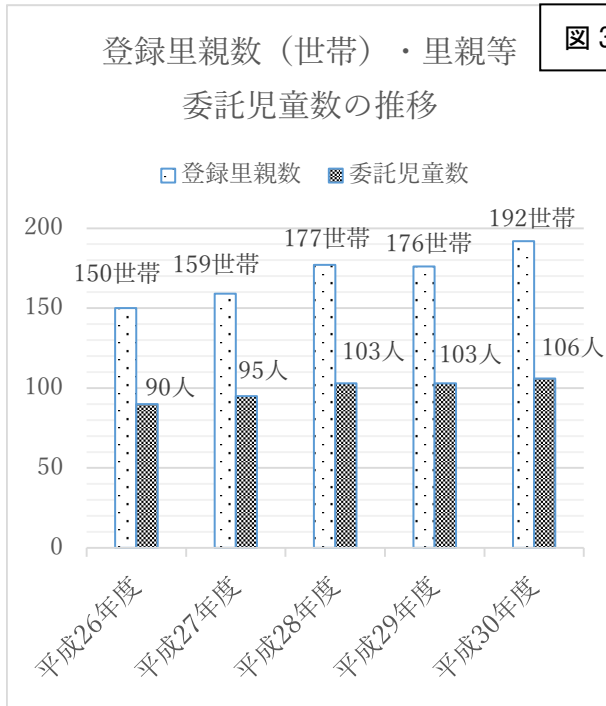
①登録里親数は平成 26 年度末には 150 世帯でしたが、平成 30 年度末には 192 世帯となっており、増加傾向にあります。

②平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で新規登録者数は 130 人、登録取消者数は 79 人であり、新規登録者数が登録取消者数を上回る傾向にあります。

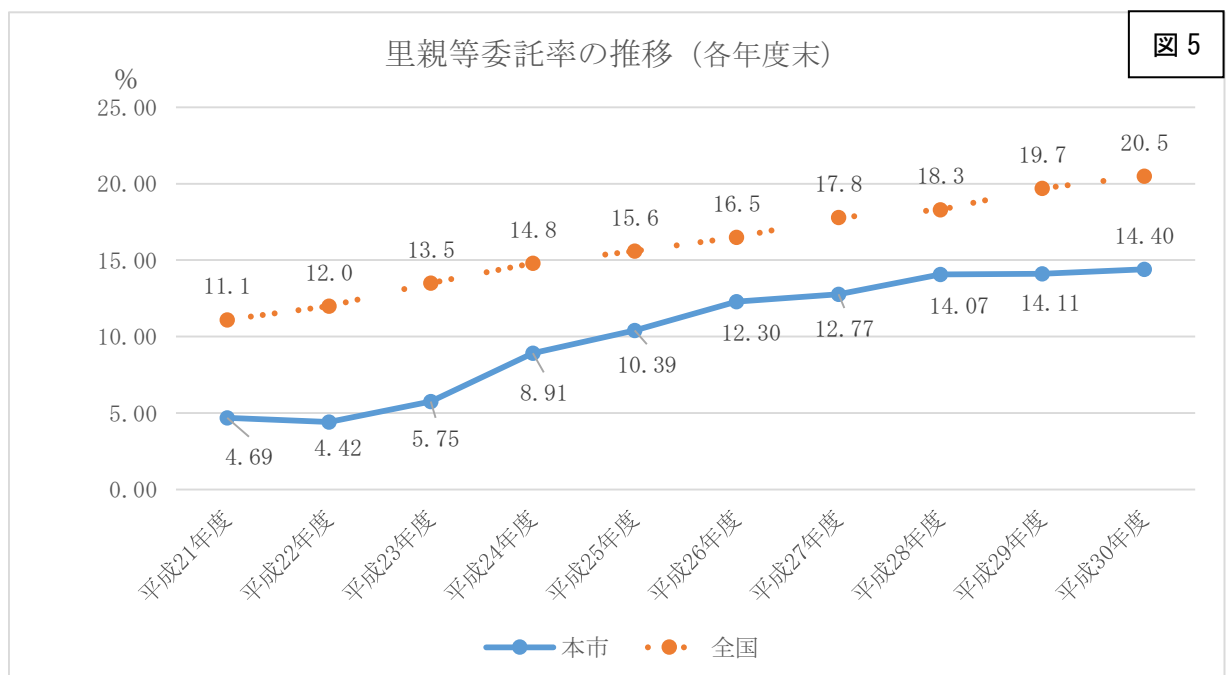
表 2

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規登録者数	25 人	19 人	24 人	30 人	32 人
登録取消者数	16 人	10 人	6 人	31 人	16 人

③里親等に委託される子ども数は増加傾向にあり、その中でも委託時に3歳未満である子どもの割合が一番高くなっています。



④里親等委託率※は上昇していますが、最近3年間は14%台にとどまり、伸びが緩やかになっています。（平成21年度4.69%→平成30年度14.40%）



※里親等委託率

$$= \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親及びファミリーホーム委託児}}$$

代替養育を必要とする子どもの措置・委託状況（平成 31 年 3 月 31 日）

表 3

区 分	里親等		乳児院		児童養護施設		計
	里親等委託率	人数	割合	人数	割合	人数	人数
3 歳未満	20.99%	16 人	64.20%	52 人	14.81%	12 人	81 人
3 歳以上の 就学前	18.98%	26 人	2.92%	4 人	78.10%	107 人	137 人
学齢期以降	12.16%	63 人	0%	0 人	87.84%	455 人	518 人
計	14.40%	106 人	7.61%	56 人	77.99%	574 人	736 人

⑤里親制度説明会、里親の体験談を聞く会、支援研修会のいずれかを毎月開催し、里親制度の普及を図っています。

⑥養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行うファミリーホームは市内に 5 か所あります。

⑦委託を受けている里親の割合（以下「里親稼働率」と言います。）は 38%程度で推移しています。

表 4

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均
名古屋市	登録里親	150 世帯	159 世帯	177 世帯	176 世帯	192 世帯	
	委託里親	58 世帯	62 世帯	65 世帯	70 世帯	73 世帯	
	里親稼働率	38.7%	39.0%	36.7%	39.8%	38.0%	38.5%
全国	登録里親	9,949 世帯	10,679 世帯	11,405 世帯	11,720 世帯	12,315 世帯	
	委託里親	3,644 世帯	3,817 世帯	4,038 世帯	4,249 世帯	4,379 世帯	
	里親稼働率	36.6%	35.7%	35.4%	36.3%	35.6%	35.9%

⑧里親 1 人当たり受入子ども数は 1.2 人程度で推移しています。

表 5

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均
名古屋市	委託人数	68 人	76 人	81 人	84 人	88 人	
	委託里親	58 世帯	62 世帯	65 世帯	70 世帯	73 世帯	
	里親 1 人 当たり受入 子ども数	1.17 人	1.23 人	1.25 人	1.20 人	1.21 人	1.20 人
全国	委託人数	4,731 人	4,973 人	5,190 人	5,424 人	5,556 人	
	委託里親	3,644 世帯	3,817 世帯	4,038 世帯	4,249 世帯	4,379 世帯	
	里親 1 人 当たり受入 子ども数	1.30 人	1.30 人	1.29 人	1.28 人	1.27 人	1.29 人

⑨委託を受けているファミリーホームの割合（以下「ファミリーホーム稼働率」といいます。）は 72%程度で推移しています。

表 6

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均
ファミリーホーム定員	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人	
委託児童数	22 人	19 人	22 人	19 人	19 人	
ファミリーホーム稼働率	78.6%	67.9%	78.6%	67.9%	67.9%	72.1%

⑩ファミリーホーム 1 か所当たり受入子ども数は 4 人程度で推移しています。

表 7

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均
名古屋市	ファミリーホーム数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
	委託児童数	22 人	19 人	22 人	19 人	19 人	
	ファミリーホーム 1 か所 当たり受入子ども数	4.40 人	3.80 人	4.40 人	3.80 人	3.80 人	4.04 人
全国	ファミリーホーム数	257 か所	287 か所	313 か所	347 か所	372 か所	
	委託児童数	1,172 人	1,261 人	1,356 人	1,434 人	1,548 人	
	ファミリーホーム 1 か所 当たり受入子ども数	4.56 人	4.39 人	4.33 人	4.13 人	4.16 人	4.32 人

### 【課題】

- ①里親等の委託を推進するためには、登録里親数やファミリーホーム数を今後更に増やしていく必要があります。
- ②里親等委託率の向上のためには、里親稼働率の向上が必要であり、里親登録を行ったものの、現在、子どもを委託されていない里親（以下「未委託里親」と言います。）への対応が必要です。
- ③里親等委託率の向上のためには、ファミリーホーム稼働率の向上が必要であり、ファミリーホームへの委託を促進することが必要です。

### （2）里親等への支援

#### 【現状】

- ①里親担当主査、里親専任児童福祉司を各児童相談所に1人ずつ配置し、里親支援にあたっています。
- ②里親支援専門相談員を乳児院3か所・児童養護施設1か所に配置しています。
- ③児童相談所の里親担当職員と里親支援専門相談員とが連携して、委託里親への電話相談や里親家庭への家庭訪問などによる里親支援、施設の入所児童の里親委託の推進や退所児童のアフターケアとしての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図っています。
- ④特別養子縁組成立後の親子の支援は主に里親支援専門相談員が担っています。
- ⑤毎月、里親サロンなど里親同士の交流の場を設けています。
- ⑥一度も子どもの委託を受けたことがない里親への研修を実施しています。
- ⑦家庭環境改善や児童の状況改善による家庭復帰率は、年度ごとにばらつきがありますが、過去5年平均で約23%です。

### 【課題】

- ①里親が必要な手続きや相談に戸惑うことのないよう、里親と関係機関との間で理解を深めることが必要です。
- ②委託中の里親への関係機関と連携した養育支援の充実が必要です。
- ③里親委託中だけでなく、養子縁組成立後も継続的な相談・支援の充実が必要です。
- ④里親の養育スキルを十分積み上げられるような研修体系の構築が必要です。
- ⑤里親委託の推進及び里親支援の充実を目指すため、里親支援の担い手を育成し、より里親のニーズに即した支援が必要です。
- ⑥養育里親やファミリーホームなどに委託された子どもの自立支援や親子再統合に向けた取り組みを促進していくことが必要です。

### (3) フォスタリング機関の整備

#### 【現状】

- ①里親のリクルート及びアセスメントから研修、マッチング、里親養育への支援を行うフォスタリング業務については、里親制度説明会等の普及啓発事業及び、里親支援専門相談員による里親宅への訪問事業等を除き、児童相談所がフォスタリング機関としてその多くの業務を担っています。
- ②フォスタリング業務をすみやかに包括的に担えるような民間機関は、市内には存在しません。

#### 【課題】

今のフォスタリング業務における課題を整理し、民間活力活用を踏まえた機関構築の検討が必要です。



## 5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み

家庭における養育が困難又は適当でないため、代替養育で養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、特別養子縁組や普通養子縁組の推進が求められており、本市の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取り組みを行う必要があります。

### 【現状】

①特別養子縁組の成立件数は平成26年度から平成30年度までの5年間で47件です。

表8

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	9件	13件	8件	8件	9件

②新生児里親委託の件数は平成26年度から平成30年度までの5年間で19件です。

表9

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	4件	5件	2件	4件	4件

③特別養子縁組が成立すると児童相談所の里親委託は解除されることから、継続的な支援は行われていません。

④特別養子縁組成立事例について、児童記録を生涯にわたり活用できるよう保存しています。

⑤特別養子縁組における養子となる子どもの年齢の上限が、原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられる等、民法等の一部を改正する法律が令和元年6月7日に成立しました。

### 【課題】

①特別養子縁組が成立した後も、里親の状況に応じて、相談・支援に対応できるような体制を整える必要があります。

- ②将来的に、特別養子縁組成立した子どもがルーツ探しを希望した際に児童相談所として協力できるようにする必要があります。
- ③民法等の一部を改正する法律が成立し、特別養子縁組における養子となる子どもの年齢の上限が原則 15 歳未満に引き上げられたことへの関係機関への周知や対応が必要です。

## 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み

児童養護施設や乳児院については、これまで施設の専門性を活かし、代替養育が必要な子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきました。児童福祉法の理念である、家庭養育優先の原則を進める中においても、心理的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子ども等、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、できる限り良好な家庭的環境を実現するため、施設の小規模化や地域分散化を図ることが求められています。また、親子関係再構築に向けた保護者支援や家庭復帰支援、里親支援、地域の養育相談に応じる機能や社会福祉事務所への支援機能など、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図ることにより、更に子どもの養育機関としての専門性を高めていくことが期待されています。

そのため、本市において、施設で養育が必要な子ども数の見込みを示し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みを行う必要があります。

なお、こうした状況を踏まえながらも、パーマネンシー保障を確立し、里親等養育推進が実現するまでの間、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保する必要があります。

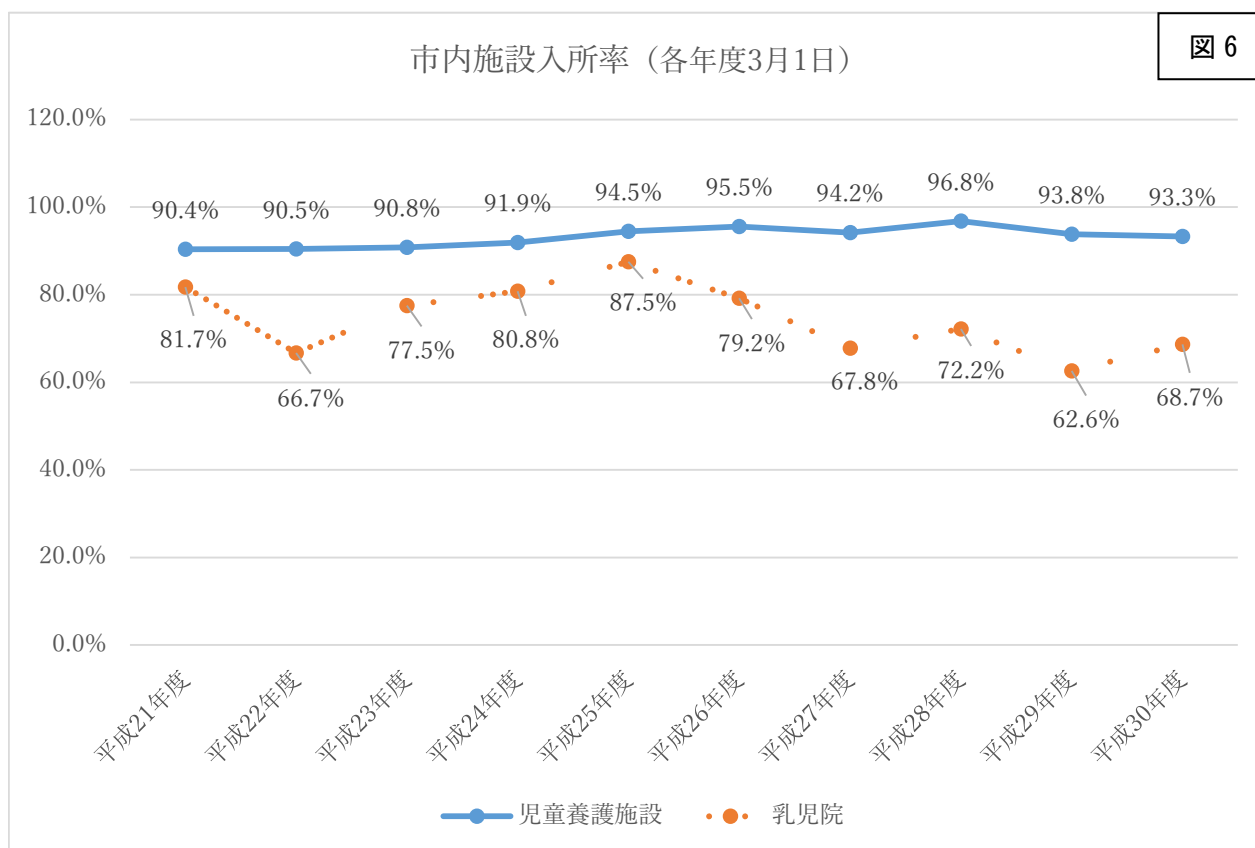
### (1) 児童養護施設・乳児院の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

#### ア 施設

##### 【現状】

- ①児童養護施設は13施設、乳児院は4施設あります。
- ②児童養護施設の定員合計は630人です。乳児院の定員合計は115人です。

③平成 21 年度以降、児童養護施設の入所率は 90%以上の状態が続いています。



代替養育を必要とする子どもの措置・委託状況（平成 31 年 3 月 31 日）

表 3（再掲）

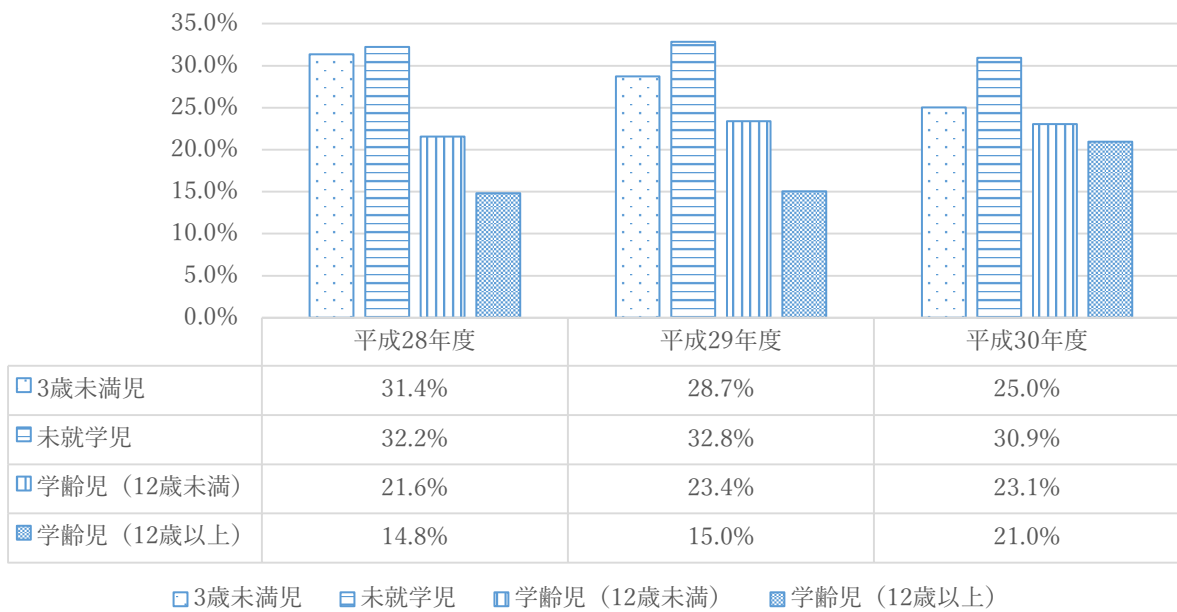
区 分	里親等		乳児院		児童養護施設		計 人数
	里親等 委託率	人数	割合	人数	割合	人数	
3歳未満	20.99%	16人	64.20%	52人	14.81%	12人	81人
3歳以上の 就学前	18.98%	26人	2.92%	4人	78.10%	107人	137人
学齢期以降	12.16%	63人	0%	0人	87.84%	455人	518人
計	14.40%	106人	7.61%	56人	77.99%	574人	736人

④できる限り良好な家庭環境を実現するため、児童養護施設において定員 6～8 人からなる小規模なグループによるケアを 11 施設 45 か所実施しています。

- ⑤できる限り良好な家庭環境を実現するため、乳児院において定員4～6人からなる小規模なグループによるケアを3施設8か所実施しています。
- ⑥児童養護施設の地域分散化を進め、地域小規模児童養護施設（注3）を12か所設置しています。
- ⑦より身近なところで、保護を要する子どもの問題や児童虐待などについて相談に応じることや、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導するなどを目的とする児童家庭支援センターは、現在、市内1か所（子ども家庭支援センターさくら）において実施しています。（再掲）
- ⑧代替養育開始時点での子どもの年齢が高年齢化しています。

代替養育を必要とする子どもの代替養育開始時の年齢別割合の推移（各年度3月1日に入所中の子どもを対象）

図7



⑨家庭環境改善や子どもの状況改善による家庭復帰率は、児童養護施設では過去5年平均で約48%、乳児院では過去5年平均で約35%です。

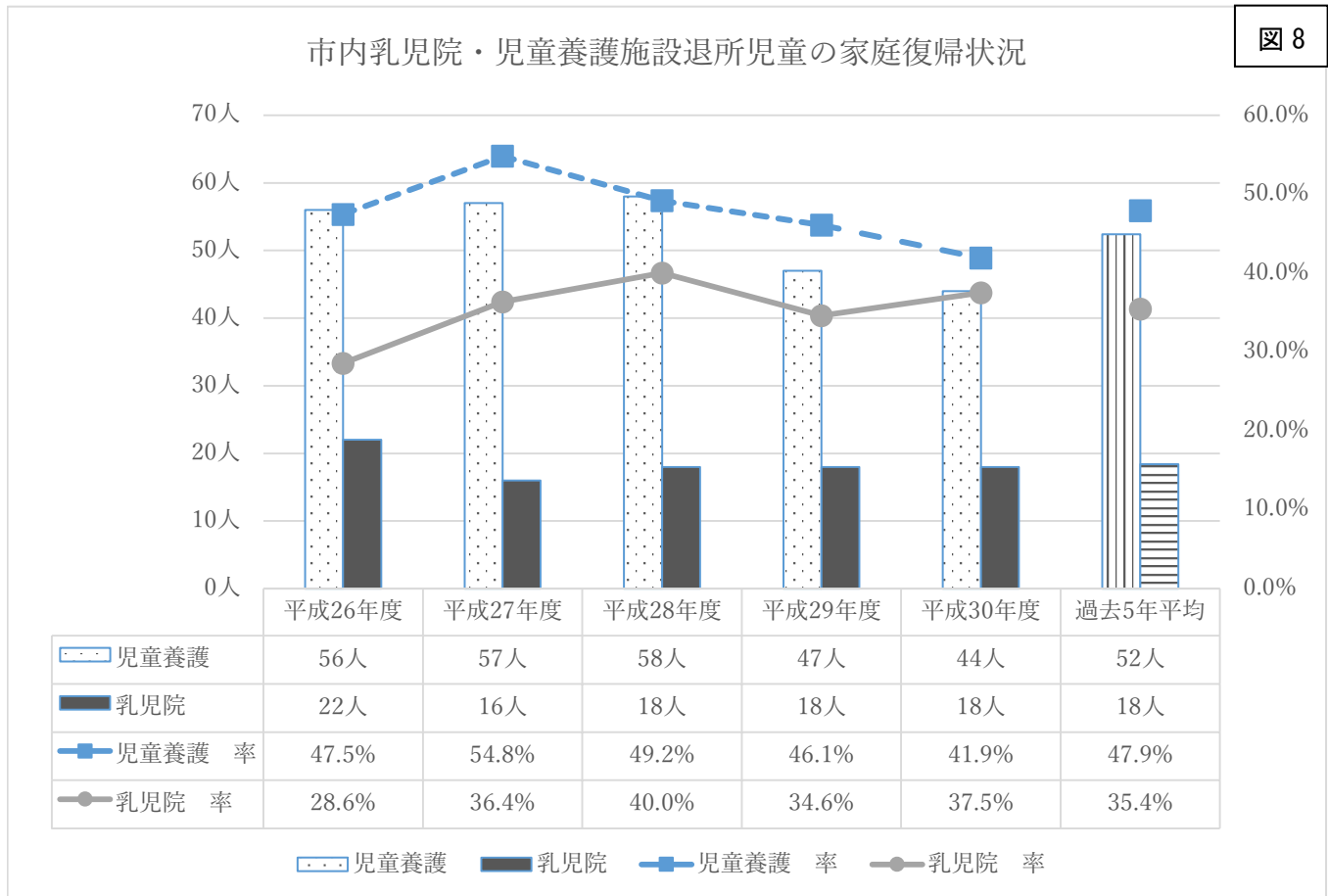


図 8

(注 3) 子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的として地域社会の民間住宅等を利用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施するものです。

**【課題】**

- ①施設の小規模かつ地域分散化等を進めるなかで、代替養育を必要とする子どもの行き場がなくならないように、施設入所定員の確保が必要です。
- ②児童養護施設における小規模なグループによるケアの定員について、厚生労働省は令和7年度から6人とするよう示しており、見直しや対応が必要です。

- ③心理的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや年齢の高い子どもで今までの経緯により家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども（以下「年長児童」と言います。）に対して、専門性の高い施設養育が行えるような人材の確保と育成が必要です。
- ④施設に入所している子どもが安心して、安全に家庭復帰できるような支援を引き続き促進していくことが必要です。

イ 一時保護ユニットの整備

【現状】

- ①平成 30 年度の一時保護件数は 1,620 件で、そのうち委託一時保護は542件（児童養護施設103件、乳児院142件、里親等93件、その他204件）です。
- ②委託一時保護日数からみた委託先の内訳としては、約 22%が児童養護施設、約 26%が乳児院、約 10%が里親等で、残り約 43%はその他となっています。

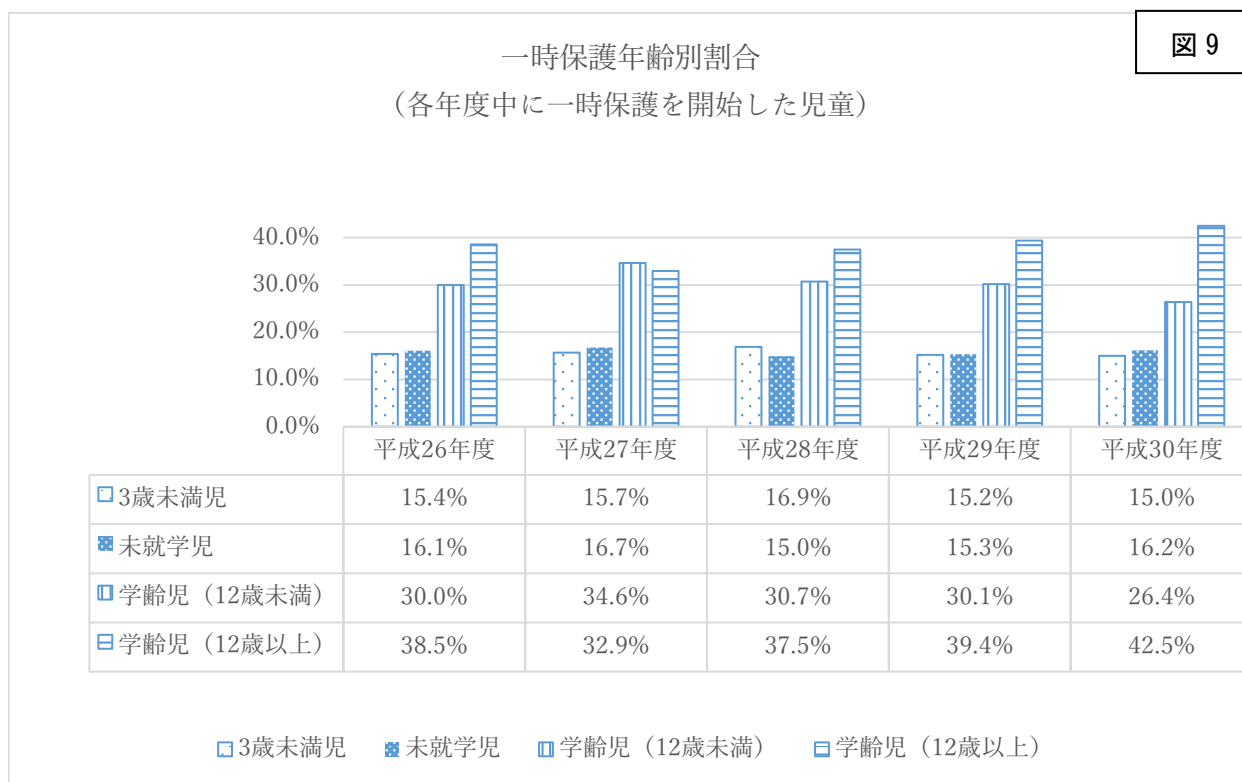
表 10

委託一時保護先の内訳(福祉行政報告例 47)

(平成 30 年度)

	児童養護施設	乳児院	里親等	その他					計
				病院	施設等 (児童養護施設、乳児院、里親等、自立援助ホーム除く)	自立援助ホーム	警察	その他	
日数	5,869 日	6,930 日	2,779 日	3,934 日	2,619 日	3,120 日	1 日	1,940 日	27,192 日
割合	21.6%	25.5%	10.2%	14.5%	9.6%	11.5%	0.004%	7.1%	100%

③一時保護児童における年長児童の割合が増加しています。



**【課題】**

①施設において委託一時保護に特化したユニットはなく、入所している子どもと委託一時保護された子どもとが混在して生活を送っており、双方への心理・行動面での影響を踏まえた配慮が必要です。

ウ 児童家庭支援センター（再掲）

**【現状】**

①より身近なところで、保護を要する子どもの問題や児童虐待などについて相談に応じることや、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導するなどを目的とする児童家庭支援センターは、現在、市内1か所（子ども家庭支援センターさくら）において実施しています。

②平成30年度においては、電話相談749件、来所相談842件、訪問相談283件、心理相談268件、通所指導154件等の相談実績があります。



- ③児童家庭支援センターの機能の一つである、児童相談所からの指導委託については、通所可能な地域のケースについて実施しています。

**【課題】**

- ①他の子育て支援機関との役割の整理が必要です。
- ②現在、市内に1か所ありますが、相談や支援が受けられる地域が限定されているため、市内全域を念頭に置いた展開の検討が必要です。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた施設整備

**【現状】**

- ①老朽化している施設について順次改築を進めています。
- ②老朽化した施設を順次改築をすすめた結果、築30年以上の施設は3施設となっており（乳児院1か所、児童養護施設2か所）、改築を行った施設については、ケア単位の小規模化を図っています。
- ③施設の地域分散化を進め、地域小規模児童養護施設を12か所設置しています。
- (再掲)

**【課題】**

- ①築年数が経過している施設については、子どもの生活する環境改善の観点からも改築を検討する必要があるとともに、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図るという国の方針を踏まえた施設整備への対応の検討が必要です。
- ②施設のケア単位の小規模化に向けて、小規模なグループでのケアを更に推進する必要があります。
- ③児童養護施設の地域分散化に向けて、地域小規模児童養護施設の設置を更に推進する必要があります。

## 7 社会的養護自立支援事業の推進に向けた取り組み

児童福祉法において、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みとして整備されたことを踏まえて、社会的養護自立支援事業(注4)や就学者自立援助事業(注5)を実施するとともに、自立援助ホームによる支援の実施など、社会的養護の子どもへの自立支援策強化のための取り組みを行うことが求められています。

そのため、本市における自立支援の取り組みの現状を踏まえ、今後の社会的養護自立支援事業の推進に向けた取り組みを行う必要があります。

(注4) 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適切な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とした事業です。

(注5) 大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育修了児童等であった者に限る。)に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とした事業です。

### (1) 自立支援事業の質の充実

#### 【現状】

- ①社会的養護自立支援事業や就学者自立生活援助事業を必要に応じて22歳の年度末まで引き続き支援が行えるよう、平成30年度より実施しています。
- ②施設入所中から退所後のアフターケアまで、一貫した支援を行う自立支援担当職員を平成28年度より児童養護施設に配置しています。
- ③自立支援担当職員は、入所中の子どもに対して、進学・就職・生活支援等の日常における自立に関する相談・支援を行っています。また、退所した子どもに対して、生活、住居及び就労等に関する相談・支援のほか、家庭訪問や職場訪問等、継続的にアフターケアを実施しています。

- ④児童養護施設等を退所した子どもなど、援助が必要な子どもへの就労・生活に関する相談・支援を実施しています。
- ⑤児童養護施設等を退所して就労する子ども等に対して、住居を提供して自立に向けた生活支援を行うステップハウスモデル事業を実施しています。
- ⑥施設等に入所している子どもに対し、自立支援のための研修を体系的に実施しています。

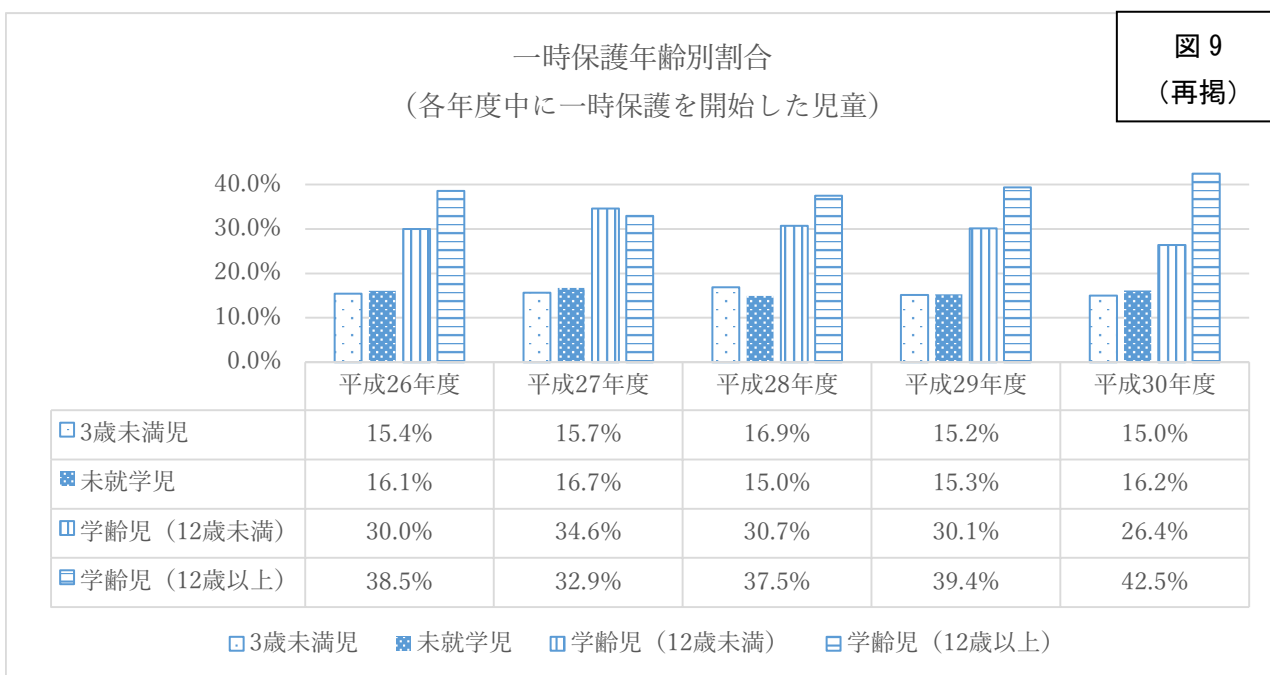
**【課題】**

- ①児童養護施設へ自立支援担当職員が配置されたことにより、今後は児童養護施設全体として自立支援の更なる向上が必要です。
- ②施設等入所している子どものそれぞれの状況を踏まえた、進学・就職・生活支援等、自立に向けた支援の充実を図る必要があります。
- ③施設等を退所した子どもに対する、生活・就労等の相談、日常生活上の援助、住居の確保等の更なる支援の充実を図る必要があります。

(2) 自立援助ホーム等での支援の拡充

【現状】

- ①義務教育修了後の子どもを入居させ、社会的自立の促進を図ることを目的とする自立援助ホームは、平成29年度、30年度と整備し、市内に3か所あります。
- ②自立援助ホームの定員合計は24人です。
- ③一時保護児童における年長児童の割合が増加しています。(再掲)



【課題】

- ①自立援助ホームにおいて年長児童のうち高校生等を受け入れ支援していますが、年長児童の受け入れについて、児童養護施設との役割分担や連携を検討する必要があります。
- ②自立援助ホーム利用者の個々の状況に応じた支援の充実が必要です。

## 8 一時保護改革に向けた取り組み

一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものですが、そうした中でも、子どもの権利擁護の観点から、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要とされています。

平成30年7月に厚生労働省より示された「一時保護ガイドライン」では、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が十分でないことや学校への通学ができないこと、保護期間の長期化などの問題が指摘されています。問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることが求められています。

そのため、一時保護ガイドラインで示されている課題について、本市の状況を踏まえ、子どもの最善の利益を守る一時保護のあり方について見直しを行う必要があります。

### 【現状】

- ①本市では、児童相談所の整備に合わせ一時保護所の設置を進めた結果、どの一時保護所についても、築10年以内です。
- ②一時保護所には、おおむね3歳以上の子どもを保護し、乳幼児や医療的にケアが必要な子ども等は、乳児院や医療機関等に一時保護を委託しています。
- ③平成30年度より一時保護所においてスーパーバイズの導入を始めたところです。
- ④一時保護所において自己評価（注6）を試行的に実施しています。

（注6）子どもの最善の利益の実現のために運営や支援の質の向上を図ることを趣旨とし、自らその行う業務の質の評価を行う仕組みです。社会的養護関係施設においては、第三者評価基準の評価項目に沿って毎年度実施し、その結果の公表を義務付けられています。

⑤一時保護件数は年々増加しています。



【課題】

- ①一時保護所について、子どもが生活する環境という観点から必要な整備を行ってきましたが、一時保護ガイドラインが求める個室化・ユニット化や開放的環境の整備などハード面での内容を踏まえた検討が必要です。
- ②一時保護を必要とする子どもの行き場がなくならないよう、受け皿の確保が必要です。
- ③一時保護件数が増加しているなかにおいても、個別的な対応ができる環境を整備し、個々の子どもに応じた丁寧な支援が必要です。
- ④個々の子どもに応じた丁寧な対応ができるよう、一時保護に関わる職員の育成が必要です。
- ⑤一時保護所の第三者評価（注7）について、今後、国の動向を踏まえながら実施に向けた検討が必要です。

（注7）子どもの最善の利益の実現のために運営や支援の質の向上を図ることを趣旨とし、認証を受けた第三者評価機関が業務の質の評価を行う仕組みです。社会的養護関係施設においては、3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表を義務付けられています。

## 9 児童相談所の強化等に向けた取り組み

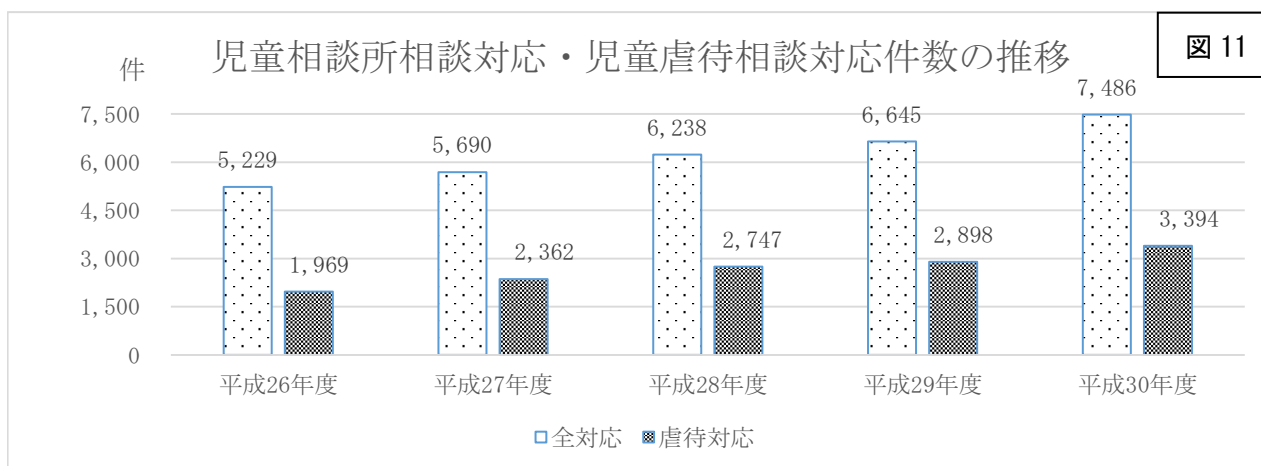
全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、児童虐待死亡事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

平成30年7月20日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定され、これに基づき同年12月18日には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」によって、人口や児童虐待相談対応件数に応じた基準に基づく児童福祉司、児童心理司の配置などの基準が示され、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取り組みを行っていくこととされました。

こうした状況を踏まえ、増加する深刻な児童虐待事案に対応するために、本市における児童相談所の強化等に向けた取り組みについて検討する必要があります。

### 【現状】

①平成30年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,394件で、年々増加しています。



②平成30年4月の配置職員数は児童福祉司84人（区・支所の兼務児童福祉司を含まない）、児童心理司25人です。

- ③常勤弁護士を各児童相談所に1人ずつ配置しています。
- ④児童相談所において、国が定めたカリキュラムに基づく義務化研修のほか、新規・転任者研修、階層別研修、専門研修等、体系化された研修を実施しています。

**【課題】**

- ①児童福祉法等の改正、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（人口や児童虐待相談対応件数に応じた基準に基づく児童福祉司、児童心理司の配置等）など、国の動向を踏まえ、増加を続ける相談に対応できるよう体制強化が必要です。
- ②児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、体系化された研修を引き続き実施するとともに、児童福祉法等の改正に対応するための法務研修や関係機関との連携を高めていくための研修を実施するなど、研修の充実を図る必要があります。



### 第3章 施策の展開

基本的考え方に従い、以下に掲げる事項ごとに事業の推進を図ります。

なお、計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間になりますが、一部の数値目標については、令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度を後期とし、それぞれの期末ごとに設定しています。

#### 1 当事者である子どもの権利擁護の取り組み

事項	方向性
当事者である子どもが参画できる場の提供	・施設等入所中から退所した後まで、子どもたちの意見を聞く機会や場が機能していくよう検討し実施します。
子どもの権利ノートを活用	・子どもの権利ノートについて、対象の子どもの発達段階に応じた内容の検討をすすめるとともに、乳児院等でも配付できるような新たなノートを検討し作成します。
子どもの権利擁護機関との連携	・社会的養育を必要とする子どもの権利保障を進めるために、児童相談所や施設等における子どもの権利に関する意識啓発を図り、子どもの権利擁護機関との連携による取り組みを進めます。
子どもの権利擁護委員会との連携	・子どもの権利擁護を踏まえたよりよい施設運営を進めるために設置された、名古屋市社会的養育施設協議会の子どもの権利擁護委員会との効果的な連携を一層進めます。

## 2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み

事項	方向性
子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民にワンストップ窓口であることを広く周知し、困りごとの相談を受けられる体制を整えます。</li> <li>・妊娠期からの切れ目のない支援の窓口として、医療機関をはじめ関係機関と連携し、心身面や家庭環境面から支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対し、必要な支援が早期に提供できるよう、関係機関との連携強化及び地域における児童虐待の発生予防・早期発見の仕組みづくりに取り組みます。</li> </ul>
子ども家庭総合支援拠点の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が令和4年度までに全市町村での実施を目標に掲げていることを踏まえ、適切な相談対応が行えるよう、社会福祉事務所の体制強化を行います。</li> </ul>
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切れ目のない支援」や「切り離さない支援」ができるという母子生活支援施設の特性を踏まえ、ニーズに応じて利用されるよう社会福祉事務所や児童相談所へ周知します。</li> </ul>
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援、要保護児童、特定妊婦など支援を必要とする家庭に対し、乳児院や児童養護施設の経験を活かした相談や訪問といった援助（アウトリーチ）を保護者にとってより身近な地域において支援を行うことを前提に、子育て世代包括支援センターや社会福祉事務所等の機能と有機的な連携を図りながら、拡充を検討し実施します。</li> </ul>

### 3 代替養育を必要とする子ども数の見込み

代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するにあたっては、年齢区分ごとの措置・委託人数を基準人数とし、過去5年の措置・委託率の実績に基づいた伸び率を踏まえて算出しました。

#### (1) 算出方法

##### ① 基準人数の設定

本市が措置・委託した割合が、過去5年間における各月1日時点の最大値である時点（平成31年3月1日）の代替養育を受けている子ども数を基準人数とします。

表 11

年齢区分	基準人数
3歳未満	94人
3歳以上の就学前	145人
学齢期以降	572人
計	811人

##### ② 代替養育を必要とする子ども数の見込みの推移の算出

ア 代替養育を必要とする子ども数の見込みの推移を算出するため、過去5年間（3月1日時点）の措置・委託率の平均伸び率(1.007)を係数とします。

イ 年齢区分ごとの基準人数に平均伸び率(1.007)を乗じ、翌年度の推計値を算出します。算出された人数に平均伸び率を繰り返し乗じていくことで、翌々年度以降の推計値を算出します。

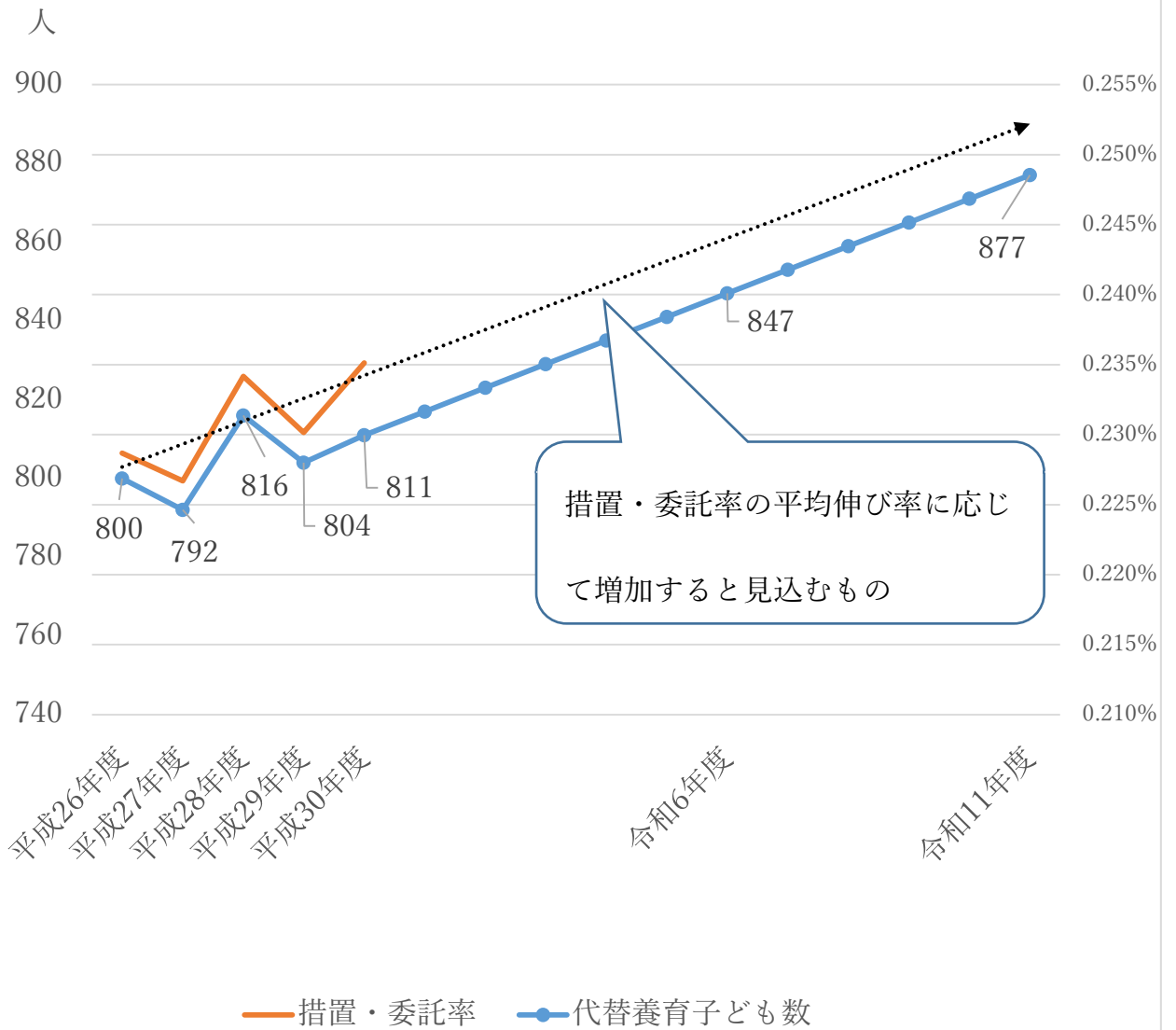
#### (2) 推進期間（10年間）の代替養育を必要とする子ども数の見込み

表 12

年齢区分	基準人数	令和6年度	令和11年度
3歳未満	94人	100人	105人
3歳以上の就学前	145人	151人	156人
学齢期以降	572人	596人	616人
計	811人	847人	877人

図 12

代替養育を必要とする子ども数の見込み（各年度3月1日）



#### 4 里親等への委託の推進に向けた取り組み

事項		方向性
里親等委託推進に向けた取り組み	里親制度周知のため の啓発	・より多くの市民の方に里親制度について知っていただくために、広報なごや・インターネット等のさまざまな手法により、市民に分かりやすく効果的な周知ができるよう検討し実施します。
	里親登録へつなげる リクルート	・里親登録につなげるため、福祉・教育関係者（保育士や子育て支援関係者等）に加え、シニア層、共働き世帯、子育て世帯など幅広い層に対して特徴をとらえたリクルート活動を行うなど、戦略的アプローチを検討し実施します。
	ファミリーホームの 推進	・ファミリーホームの開設数増に向けた施策を検討し実施します。
		・ファミリーホーム稼働率の向上に向けた施策を検討し実施します。
	未委託里親への委託 の推進	・未委託里親に対して、里親の現状を把握し、ショートステイや一時保護の委託を通じて養育にかかる知識・経験や意識を高める等、必要な支援策や委託が推進できるような方策を検討し実施します。
里親等委託率の目標	・家庭養育優先の理念に則り、家庭支援を行い、家庭での養育を図ることを最優先としますが、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合においては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される里親等への委託を原則とします。	

目標とする里親等委託率及び見込み人数については、本市の実情を踏まえ、令和 11 年度までに 3 歳未満の子どもについては 70%、3 歳以上の就学前及び学齢期以降の子どもについては 30%とします。(※)

表 13

区 分	令和 6 年度		令和 11 年度	
	里親等 委託率	人数	里親等 委託率	人数
3 歳未満	45%	45 人	70%	74 人
3 歳以上の就学前	25%	38 人	30%	47 人
学齢期以降	20%	119 人	30%	185 人
計	23.8%	202 人	34.8%	306 人

なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取り組みを計画的に進めるためのものです。

子どもを里親等へ委託する際には、子どもを家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合について、個々の子どものケアニーズに着目し、十分なアセスメントを踏まえて、どのような環境の下で育つことが望ましいかを判断するものとします。

- ・委託率目標の達成のために必要な里親、ファミリーホーム数を確保していくこととします。

里親等への支援	チーム養育に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親が必要な手続きや関係機関との相談が円滑にできるよう、委託前から里親と関係機関の間で顔の見える関係を作るなど、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、施設や里親会等がチームとなった、「チーム養育」に向けた有機的な連携を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や医療機関等に向けて里親制度理解をより深めてもらうための施策を検討し実施します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託後の里親の孤立を防ぎ、早めにケアが行えるよう、児童相談所や里親支援専門相談員等による相談や訪問支援等の充実を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育里親や専門里親、ファミリーホームについて、児童相談所や施設、里親会と連携し、委託されている子どもの養育支援の強化を図るとともに、子どもの状況に応じた実親との交流など、親子関係再構築への取り組みを進めます。</li> </ul>
	研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親への研修については、里親としての経験をしていく中で、体系的に積み上げられる実践的な研修内容となるよう検討し実施します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援の担い手を育成するための研修を検討し実施します。</li> </ul>
フォスタリング機関の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォスタリング機関の業務について、今後、他都市の取り組み等を参考にしながら、児童相談所の役割を明確にし、里親のリクルートや研修、里親養育への支援等、民間機関との協働や連携を図るなど、具体的に検討し実施します。</li> </ul>

(※) 目標とする里親等委託率及び見込み人数の考え方

児童福祉法の理念に則り、家庭支援を行い、家庭での養育を図ることを最優先とします。子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合においては、里親等への委託を原則とします。ただし、心理的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや年齢の高い子どもでこれまでの経緯により家庭的な生活をするに拒否的になっている子どもについては、児童養護施設等へ入所することとします。

したがって、里親等委託率及び見込み人数は、保護者の傷病や障害、養育力、未婚出産などにより養育困難とされる「養護の相談」(虐待を除く)を中心として算出します。

なお、子どもの生活する場の決定にあたっては、個々の子どものケアニーズに着目し、十分なアセスメントを踏まえて判断するものとします。

・代替養育を必要とする子どもの相談種別における新規入所状況

表 14

【3歳未満】

(各年度末)(人)

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
平成 28 年度	16	39	1	3	0	0	0	59
平成 29 年度	21	40	2	0	0	0	0	63
平成 30 年度	27	55	1	0	0	0	0	83
過去 3 年平均	21	45	1	1	0	0	0	68
割合	31.2%	65.4%	2.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

表 15

【3歳以上の就学前】

(各年度末)(人)

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
平成 28 年度	38	17	0	3	0	0	0	58
平成 29 年度	59	19	0	1	0	0	0	79
平成 30 年度	43	20	0	3	0	0	0	66
過去 3 年平均	47	19	0	2	0	0	0	68
割合	69.0%	27.6%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



表 16

【学齢期以降】

(各年度末) (人)

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
平成 28 年度	91	46	0	6	11	1	6	161
平成 29 年度	74	36	0	11	8	2	0	131
平成 30 年度	65	29	0	8	10	3	0	115
過去 3 年平均	77	37	0	8	10	2	2	136
割合	56.5%	27.3%	0.0%	6.1%	7.1%	1.5%	1.5%	100.0%

### 5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み

事項	方向性
特別養子縁組の推進	・社会福祉事務所や保健センター、医療機関等の関係者に特別養子縁組についての理解を深めるとともに、特別養子縁組における養子となる子どもの年齢の上限が原則 15 歳未満に引き上げられる等の周知を図ります。
	・児童相談所が保健センターや施設等と連携し、子どもの福祉の観点からのニーズの早期把握に努めます。
	・新生児里親委託等を引き続き推進します。
支援体制の充実	・委託後及び縁組成立後の支援体制の充実を検討し実施します。
子どもの知る権利の保障	・実親のことを知ることができる仕組みづくりなど、子どもの知る権利を保障するよう対応していきます。

6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み

事項	方向性																																											
<p>施設で養育が必要な子ども数の見込み</p>	<p>・“代替養育を必要とする子ども数の見込み”から“里親等委託見込み人数”を減じて算出します。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">表 17</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">令和 6 年度</th> <th style="text-align: center;">令和 11 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替養育を必要とする子ども数の見込み ①</td> <td style="text-align: center;">3 歳未満</td> <td style="text-align: center;">100 人</td> <td style="text-align: center;">105 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 歳以上の 就学前</td> <td style="text-align: center;">151 人</td> <td style="text-align: center;">156 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学齢期以降</td> <td style="text-align: center;">596 人</td> <td style="text-align: center;">616 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">847 人</td> <td style="text-align: center;">877 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">里親等委託見込み人数 ②</td> <td style="text-align: center;">3 歳未満</td> <td style="text-align: center;">45 人</td> <td style="text-align: center;">74 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 歳以上の 就学前</td> <td style="text-align: center;">38 人</td> <td style="text-align: center;">47 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学齢期以降</td> <td style="text-align: center;">119 人</td> <td style="text-align: center;">185 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">202 人</td> <td style="text-align: center;">306 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">施設で養育が必要な子ども数の見込み (①-②)</td> <td style="text-align: center;">3 歳未満</td> <td style="text-align: center;">55 人</td> <td style="text-align: center;">31 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 歳以上の 就学前</td> <td style="text-align: center;">113 人</td> <td style="text-align: center;">109 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学齢期以降</td> <td style="text-align: center;">477 人</td> <td style="text-align: center;">431 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">645 人</td> <td style="text-align: center;">571 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・施設においては、心理的ケアの必要性や行動の問題等から里親等での養育が困難な子どもや年長の子どもで家庭的な生活に拒否的になっている子どもを養育します。</p>	区 分		令和 6 年度	令和 11 年度	代替養育を必要とする子ども数の見込み ①	3 歳未満	100 人	105 人	3 歳以上の 就学前	151 人	156 人	学齢期以降	596 人	616 人	計	847 人	877 人	里親等委託見込み人数 ②	3 歳未満	45 人	74 人	3 歳以上の 就学前	38 人	47 人	学齢期以降	119 人	185 人	計	202 人	306 人	施設で養育が必要な子ども数の見込み (①-②)	3 歳未満	55 人	31 人	3 歳以上の 就学前	113 人	109 人	学齢期以降	477 人	431 人	計	645 人	571 人
区 分		令和 6 年度	令和 11 年度																																									
代替養育を必要とする子ども数の見込み ①	3 歳未満	100 人	105 人																																									
	3 歳以上の 就学前	151 人	156 人																																									
	学齢期以降	596 人	616 人																																									
	計	847 人	877 人																																									
里親等委託見込み人数 ②	3 歳未満	45 人	74 人																																									
	3 歳以上の 就学前	38 人	47 人																																									
	学齢期以降	119 人	185 人																																									
	計	202 人	306 人																																									
施設で養育が必要な子ども数の見込み (①-②)	3 歳未満	55 人	31 人																																									
	3 歳以上の 就学前	113 人	109 人																																									
	学齢期以降	477 人	431 人																																									
	計	645 人	571 人																																									
<p>定員の設定</p>	<p>・定員については、小規模化・地域分散化に向けた取り組みや里親等委託の向上を踏まえながらも、一時保護や代替養育が必要な子ども等の行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保してまいります。</p>																																											

小規模化・地域分散化に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設の小規模なグループによるケア単位の定員を令和7年度から6人となるよう推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築年数が経過している施設は、子どもの生活する環境改善の観点から改築を検討するとともに、施設のケア単位の小規模化を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域小規模児童養護施設の整備について、すでに1か所設置している施設については複数設置の検討を進める等、児童養護施設の地域分散化を推進します。</li> </ul>
高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院等多機能化推進事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業）等の国のメニューを活用し、親子関係再構築に向けた保護者支援や家庭復帰支援、里親支援、地域の養育相談に応じる機能や社会福祉事務所への支援機能など、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るよう検討し実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的ケアの必要性や行動の問題等、入所している子どもの専門的なケアが必要になってくることから、医師や心理専門職等との連携・強化について検討し実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設において、年長児童に特化したグループによるケアを検討し実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に入所している子どもの生活を保障しつつ、委託一時保護となった子どもが安心して暮らせるような本体のユニットの活用について検討し実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所との連携や施設の専門性を活かした保護者支援機能の強化により親子関係再構築に向けた取り組みを進め、安全・安心な家庭復帰を促進します。</li> </ul>

<p>人材確保・人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性の高い人材確保や体系的な研修等による人材育成策を検討し、専門性の高い施設養育を実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国に対し、専門性の高い人材確保や人材育成施策の要望を行います。</li> </ul>
<p>児童家庭支援センター（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援・要保護児童、特定妊婦など支援を必要とする家庭に対し、乳児院や児童養護施設の経験を活かした相談や訪問といった援助（アウトリーチ）を保護者にとってより身近な地域における支援を行うことを前提に、子育て世代包括支援センターや社会福祉事務所等と有機的な連携を図りながら、拡充を検討し実施します。</li> </ul>

7 社会的養護自立支援事業の推進に向けた取り組み

事項		方向性
自立支援事業の質の充実	自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等に入所している子どもの自立支援について、児童相談所やNPO等と連携しながら計画的に実施します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援担当職員等を中心とした、施設内での子どもの進学・就職・生活支援等、自立に向けた更なる支援の充実を図るとともに、施設全体の自立支援の向上に向けた支援の充実を図ります。</li> </ul>
	施策体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋市ステップハウスモデル事業の本格実施、社会的養護自立支援事業や名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業の活用等、本市の自立支援施策体系の構築を検討し実施します。</li> </ul>
自立援助ホーム等での支援の拡充		<ul style="list-style-type: none"> <li>年長児童の受け入れについて、自立援助ホームと児童養護施設とが連携していくとともに、一人ひとりの特性や子どもの意見等を踏まえた個別的な支援の更なる充実を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設において、年長児童に特化したグループによるケアを検討し実施します。(再掲)</li> </ul>

## 8 一時保護改革に向けた取り組み

事項	方向性
子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、個々の子どもに応じた丁寧な支援を進めるために、個別的な対応ができる体制整備や環境整備（個室化・ユニット化、開放的環境）、教育の充実について検討し実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の一時保護に関する支援の専門性向上を図るため、体系的な研修等による人材育成策を検討し実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人一人の状況（医療的ケア、文化・慣習等が異なる子ども、LGBT等、特別な配慮が必要な子どもなど）に応じた適切な支援を確保するため、スーパーバイズの活用を含めた研修を行うことにより子どもの権利擁護を図ります。</li> </ul>
一時保護所における第三者評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの最善の利益と一時保護所の運営の質の向上を図るため、国の動向を踏まえつつ、第三者評価について検討し実施します。</li> </ul>
施設の多機能化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に入所している子どもの生活を保障しつつ、委託一時保護となった子どもが安心して暮らせるような本体のユニットの活用について検討し実施します。（再掲）</li> </ul>

## 9 児童相談所の強化等に向けた取り組み

事項	方向性
児童相談所体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や児童相談所の実情を踏まえ、児童福祉法等の改正、児童虐待防止対策体制総合強化プラン等、国の施策・配置基準を踏まえた児童福祉司や児童心理司等の計画的な配置等、体制整備を検討し実施します。</li> </ul>
児童相談所職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所における研修の充実を図るなど、児童福祉司や児童心理司等への更なる人材育成策を検討し実施します。</li> </ul>

## 第4章 進捗管理

本計画の進捗状況等については、毎年度点検・評価するとともに、前期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の点検・評価結果を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行い、取り組みの促進を図ります。



## 資料編

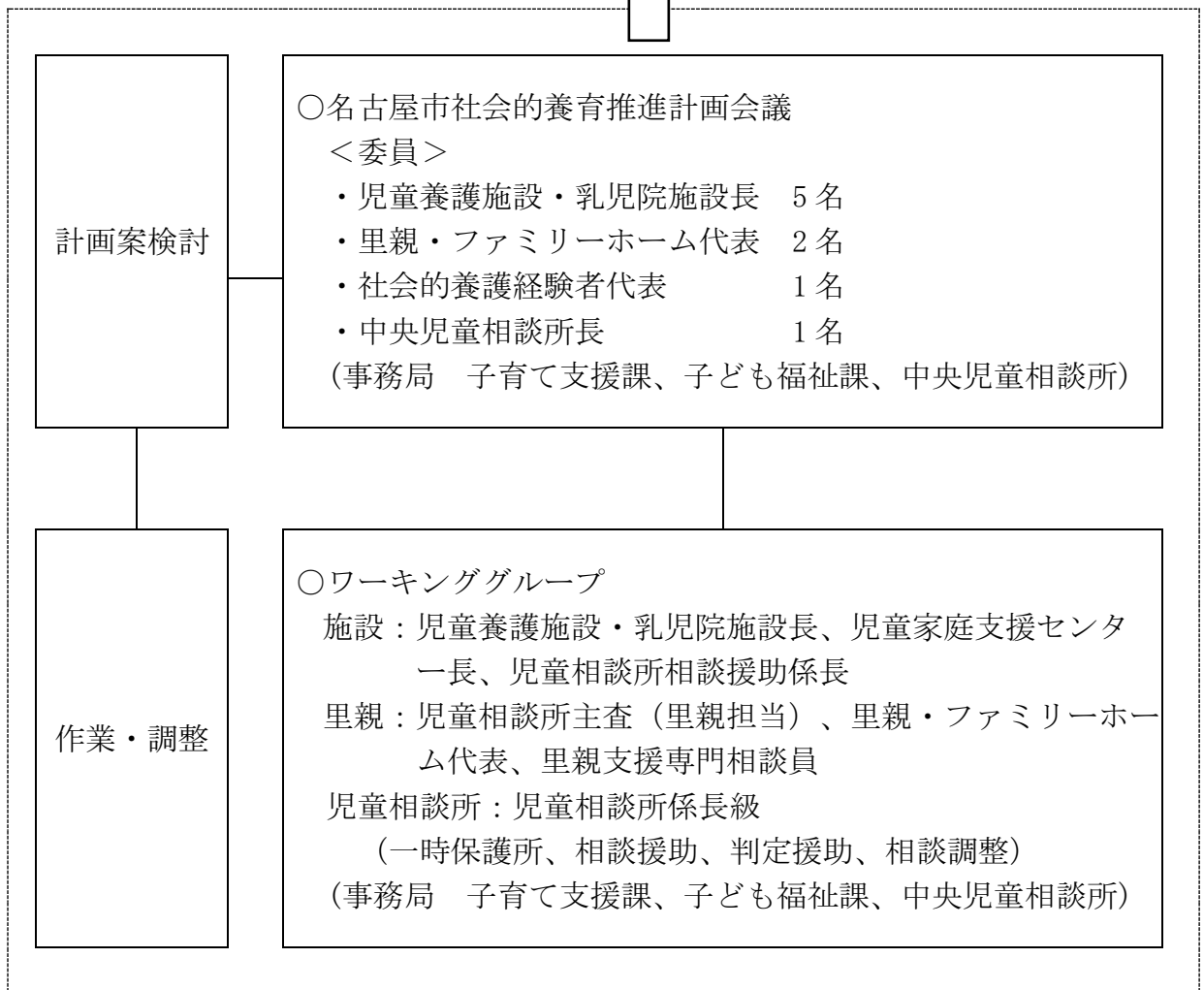
本市の計画策定体制

<意見聴取>

名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

<策定検討>

検討内容を分科会に報告



- ・計画の策定については、児童福祉専門分科会において委員からの意見聴取を踏まえて行いました。
- ・関係機関による名古屋市社会的養育推進計画会議を設置し、計画案の策定作業を行いました。また、施設関連・里親関連・児童相談所関連とそれぞれの分野ごとにワーキンググループを設置し実務的な作業、調整等を行いました。

検討の経過

年月日	会議名
平成 30 年 12 月 27 日	第 1 回名古屋市社会的養育推進計画会議
平成 31 年 2 月 4 日	第 1 回里親ワーキンググループ
平成 31 年 2 月 6 日	第 1 回施設ワーキンググループ
平成 31 年 2 月 7 日	第 1 回児童相談所ワーキンググループ
平成 31 年 2 月 13 日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第 65 回)
平成 31 年 2 月 21 日	第 2 回里親ワーキンググループ
平成 31 年 2 月 22 日	第 2 回施設ワーキンググループ
平成 31 年 3 月 28 日	第 2 回名古屋市社会的養育推進計画会議
平成 31 年 4 月 23 日	第 2 回児童相談所ワーキンググループ
平成 31 年 4 月 26 日	第 3 回施設ワーキンググループ
令和元年 5 月 30 日	第 3 回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和元年 6 月 14 日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第 66 回)
令和元年 6 月 26 日	第 3 回里親ワーキンググループ
令和元年 8 月 1 日	第 4 回施設ワーキンググループ
令和元年 8 月 26 日	第 4 回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和元年 10 月 23 日	第 5 回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和元年 11 月 7 日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第 68 回)
令和 2 年 2 月 10 日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第 69 回)

【参考】策定要領における代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法  
例を踏まえた代替養育を必要とする子ども数の見込み

策定要領<参考1：代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例>  
“子どもの人口（推計・各歳ごと）× 代替養育が必要となる割合（潜在的需  
要を含む。）＝ 代替養育を必要とする子ども数”

について、

“子どもの人口（名古屋市総合計画 2023 における推計値）×代替養育が必要と  
なる割合（(過去5年の各月1日時点の最大値)×潜在的需要の伸び率見込み(策  
定要領 b～h の過去5年平均伸び率) ＝ 代替養育を必要とする子ども数”

として算定する。

策定要領 b 児童福祉施設入所及び里親委託件数及び伸び率

年度	件数	前年度比
平成 26 年度	280 件	90.4%
平成 27 年度	253 件	109.9%
平成 28 年度	278 件	98.2%
平成 29 年度	273 件	96.7%
平成 30 年度	264 件	
過去 5 年平均	270 件	98.8%

年度		令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
代替養育を 必要とする 子ども数の見込み	3 歳未満	94 人	92 人	91 人
	3 歳以上の 就学前	141 人	139 人	136 人
	学齢期以降	560 人	554 人	541 人
	計	795 人	785 人	768 人

策定要領 c 児童相談所相談対応件数及び伸び率

年度	件数	前年度比
平成 26 年度	5,229 件	108.8%
平成 27 年度	5,690 件	
平成 28 年度	6,238 件	106.5%
平成 29 年度	6,645 件	112.7%
平成 30 年度	7,486 件	
過去 5 年平均	6,245 件	109.4%

年度		令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
代替養育を 必要とする 子ども数の見込み	3 歳未満	104 人	102 人	101 人
	3 歳以上の 就学前	156 人	154 人	151 人
	学齢期以降	620 人	613 人	599 人
	計	880 人	869 人	851 人

策定要領 d 一時保護延べ日数及び伸び率

年度	日数	前年度比
平成 26 年度	27,844 日	120.0%
平成 27 年度	33,409 日	115.4%
平成 28 年度	38,550 日	113.5%
平成 29 年度	43,741 日	120.4%
平成 30 年度	52,660 日	
過去 5 年平均	39,241 日	117.3%

※一時保護した児童のうち、年度中に施設等入所措置、帰宅、家庭裁判所送致等の対応をした件数

年度		令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
代替養育を 必要とする 子ども数の見込み	3 歳未満	109 人	107 人	106 人
	3 歳以上の 就学前	164 人	161 人	158 人
	学齢期以降	651 人	643 人	629 人
	計	924 人	911 人	893 人

策定要領 e 市町村相談対応件数及び伸び率

年度	件数	前年度比
平成 26 年度	1,452 件	90.2%
平成 27 年度	1,309 件	106.9%
平成 28 年度	1,399 件	92.4%
平成 29 年度	1,293 件	113.2%
平成 30 年度	1,463 件	
過去 5 年平均	1,383 件	100.7%

年度		令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
代替養育を 必要とする 子ども数の見込み	3 歳未満	96 人	94 人	93 人
	3 歳以上の 就学前	143 人	141 人	139 人
	学齢期以降	571 人	564 人	551 人
	計	810 人	799 人	783 人

策定要領 f 子どものショートステイの延件数及び伸び率

年度	件数	前年度比
平成 26 年度	901 件	100.8%
平成 27 年度	908 件	116.3%
平成 28 年度	1,056 件	124.4%
平成 29 年度	1,314 件	114.0%
平成 30 年度	1,498 件	
過去 5 年平均	1,135 件	113.9%

年度		令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
代替養育を 必要とする 子ども数の見込み	3 歳未満	108 人	106 人	105 人
	3 歳以上の 就学前	162 人	160 人	157 人
	学齢期以降	646 人	638 人	624 人
	計	916 人	904 人	886 人



策定要領 g 施設入所待機件数

年度	施設に空きがなく、当面の方策として、児童福祉司指導等の対応にて自宅等で待機している件数	施設に空きがなく、未対応のまま一時保護施設又は自宅等で待機している件数
平成 26 年度	0 件	0 件
平成 27 年度	0 件	0 件
平成 28 年度	0 件	0 件
平成 29 年度	0 件	0 件
平成 30 年度	0 件	0 件
過去 5 年平均	0 件	0 件

年度		令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
代替養育を必要とする子ども数の見込み	3 歳未満	95 人	93 人	93 人
	3 歳以上の就学前	143 人	140 人	138 人
	学齢期以降	567 人	560 人	548 人
	計	805 人	793 人	779 人

策定要領 h 施設等入所措置解除件数及び伸び率

年度	件数				前年度比
	家庭復帰	自立	その他	計	
平成 26 年度	122 人	36 人	34 人	192 人	93.2%
平成 27 年度	115 人	25 人	39 人	179 人	
平成 28 年度	157 人	32 人	25 人	214 人	121.5%
平成 29 年度	107 人	40 人	113 人	260 人	101.9%
平成 30 年度	93 人	59 人	113 人	265 人	
過去 5 年平均	119 人	38 人	65 人	222 人	109.1%

年度		令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
代替養育を 必要とする 子ども数の見込み	3 歳未満	104 人	102 人	101 人
	3 歳以上の 就学前	155 人	153 人	151 人
	学齢期以降	571 人	564 人	551 人
	計	830 人	819 人	803 人

人口推計を踏まえるのではなく、名古屋市における社会的養育の実情を踏まえて子ども数の見込みを行うことが適切である。

※ 里親等委託が必要な子ども数について、策定要領において、

“算式1により算出された数値及び算式2により算出された数値を明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。”とされている。

算式1、2

a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする

子ども数に占める割合

(各年度末)

里親等委託率	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
	8.91%	10.39%	12.30%	12.77%	14.07%	14.11%	14.40%



平成31年3月31日		
区分	人数	割合
3歳未満	17人	20.99%
3歳以上の就学前	26人	18.98%
学齢期以降	63人	12.16%
計	106人	14.40%

里親等委託が必要な子ども数

(人)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和6年度	21	29	72	122
令和11年度	22	30	75	127

施設での養育が必要な子ども数

(人)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和6年度	79	122	524	725
令和11年度	83	126	541	750

算式 1、2

- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合  
 (平成 29 年度中、一時保護解除した子どものうち、養護、乳児院、里親・ファミリーホーム  
 へ措置となった子どもの割合  
 最大で 34.09% ※  
 ※”医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子ども  
 や、年長で「家族」に対する拒否感が強い子ども”についても”里親等委託が必要”だ  
 と見込んだ割合

里親等委託が必要な子ども数 (人)

	3 歳未満児	3 歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和 6 年度	34	51	203	289
令和 11 年度	36	53	210	299

施設での養育が必要な子ども数 (人)

	3 歳未満児	3 歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和 6 年度	66	100	393	559
令和 11 年度	69	103	406	578

算式 1

- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合  
 (平成 30 年 3 月 1 日時点の状況で推計)  
 乳幼児 85.76%  
 学童期以降 59.17%

里親等委託が必要な子ども数 (人)

	3 歳未満児	3 歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和 6 年度	86	130	353	568
令和 11 年度	90	134	364	588

施設での養育が必要な子ども数 (人)

	3 歳未満児	3 歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和 6 年度	14	21	243	278
令和 11 年度	15	22	252	289

## 算式 2

c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数\*の割合

\* 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数）を算出

（ケアニーズに着目し「養護相談」の割合で見込む）

## 【3歳未満】

(各年度末) (人)

再掲

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
平成 28 年度	16	39	1	3	0	0	0	59
平成 29 年度	21	40	2	0	0	0	0	63
平成 30 年度	27	55	1	0	0	0	0	83
過去 3 年平均	21	45	1	1	0	0	0	68
割合	31.2%	65.4%	2.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

## 【3歳以上の就学前】

(各年度末) (人)

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
平成 28 年度	38	17	0	3	0	0	0	58
平成 29 年度	59	19	0	1	0	0	0	79
平成 30 年度	43	20	0	3	0	0	0	66
過去 3 年平均	47	19	0	2	0	0	0	68
割合	69.0%	27.6%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

## 【学齢期以降】

(各年度末) (人)

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
平成 28 年度	91	46	0	6	11	1	6	161
平成 29 年度	74	36	0	11	8	2	0	131
平成 30 年度	65	29	0	8	10	3	0	115
過去 3 年平均	77	37	0	8	10	2	2	136
割合	56.5%	27.3%	0.0%	6.1%	7.1%	1.5%	1.5%	100.0%

## 里親等委託が必要な子ども数

(人)

	3歳未満児	3歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和 6 年度	45	38	119	202
令和 11 年度	69	43	168	280

## 施設での養育が必要な子ども数

(人)

	3歳未満児	3歳以上の就学前	学齢期以降	計
令和 6 年度	55	113	477	645
令和 11 年度	36	113	448	597



# 名古屋市社会的養育推進計画

【発行・編集（お問い合わせ先）】

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話 052-972-2519

FAX 052-972-4438

発行年月 令和2年3月



## 名古屋市里親啓発ロゴ「つなごーや」

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。